

佐世保市監査委員公表第2号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

保健福祉部 分

令和7年1月24日

佐世保市監査委員	宮崎祐輔
佐世保市監査委員	赤瀬隆彦
佐世保市監査委員	井上友子



令和 7 年 1 月 2 0 日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔 様
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦 様
佐世保市監査委員 井 上 友 子 様

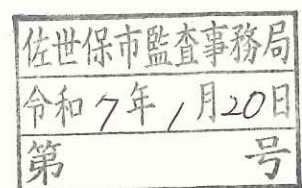
佐世保市長 宮 島 大



監査結果に対する措置について（通知）

令和 6 年 1 1 月 2 1 日付、佐世保市監査委員報告第 1 9 号で提出された監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上



措置通知書

保健福祉部 保健福祉政策課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 審査手数料の収納において、佐世保市財務規則第78条第1項で「出納員等が、歳入金を収納したときは、…その日又はその翌日までに公金銀行等に払い込まなければならない。」と規定されているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。 ② 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いを整理していなかった。	規則の認識はあったものの、審査手数料の収納について、出納員を含めた複数人による確認ができていなかったため、払い込みの遅延が生じたものです。 今回の指摘をうけ、令和6年9月25日に課内研修会を行い、現金（申請手数料）を金庫に保管する際は、必ず担当係長（係長不在の場合は、他の職員）と共に金額・納付日の確認の徹底を行うことを指導しました。また、翌営業日に総務企画係長が金庫の現金を確認する際、収納した現金（申請手数料）がある場合は、入金した職員へ公金銀行への納付を指示することとし、出納員が最終確認することとしました。 規則の認識不足により、領収書綴受払簿に記載する受領年月日の認識を誤り、領収書綴の使用開始日を記載していました。 今回の指摘をうけ、令和6年9月17日に領収書受払簿の受領年月日を修正しました。また、令和6年9月25日に課内研修会を行い、領収書綴を受け取った日を受領年月日に記載すること、及び受領年月日など文言の定義を正確に把握するよう指導しました。

措置通知書

保健福祉部 急病診療所

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 収入事務 ① 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いを整理していなかった。	規則の認識はあったものの、出納員による点検及び領収書綴受払簿への記載を失念していたものです。 当該領収書については、令和6年9月11日出納員の点検を受け、領収書綴受払簿へ記載しました。 今回の指摘を受け、令和6年11月13日に事務長による領収書の適正な管理について口頭指導を行い、合わせて佐世保市財務規則及び公金等取扱事務基本マニュアルの再確認を行いました。

措置通知書

保健福祉部 長寿社会課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 雑入（高額介護サービス費返納金）において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。 2. 財産管理事務 ① 佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案書について、総務課長の審査を受けていないものがあった。	条例の認識不足及び債権管理マニュアルの誤認により、雑入の督促状について、納期限後20日を過ぎても発送していなかったものです。 なお、当該雑入については、令和6年8月9日に収納済となっています。 今回の指摘を受け、条例を再認識するとともに、令和6年9月26日に債権管理マニュアルの記載を誤認がないよう修正しました。 また、対象者リストの作成により、納付状況を課内で共有して、複数で確認できるように体制を整えました。 土地の賃貸借契約の決裁において、審査対象外指定文書の文言を一部変更する前の古い様式を使用していたにもかかわらず、総務課長の審査を受けていなかったものです。 契約書の内容自体は法的に有効であることから、契約書の修正などは行わず、総務課長に対して、今回の経緯と再発防止策を令和6年11月1日に報告しました。 今後は、契約書作成時には、最新の審査対象外指定文書の様式を用いることとし、決裁者が、決裁時に様式が適切であるか、内容の改変がないか等を改めて確認します。

措置通知書

保健福祉部 生活福祉課

報告を受けた事項	措置状況
1. 契約事務 ① レセプト情報管理システム保守業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第4条第6項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていなかった。	基幹要綱についての認識はあったものの、登録業者名簿の確認が十分でなかったものです。 今回の指摘を受け、令和6年9月17日付で名簿登録審査と同等の審査を行うとともに、同日付で当該業者から契約課に対して、業者名簿登録に係る必要書類を提出していただき、令和6年9月18日付で業者名簿登録が完了しています。 今後は、契約時には登録業者名簿の確認を行い、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。

措置通知書

保健福祉部 生活衛生課

報告を受けた事項	措置状況
1. 契約事務 ① 犬の登録鑑札等の交付及び手数料徴収業務委託において、佐世保市財務規則第82条第3項で「指定公金事務取扱者の歳入の徴収に関する事務については、次の各号に掲げる方法により処理させなければならない。…(5)毎月の徴収状況について、翌月の5日までに市長に報告すること。」と規定されているにもかかわらず、契約書で「第3条 受注者は、…徴収した歳入は、翌月10日までに市が指定した金融機関に納付書により払い込まなければならない。第4条 受注者は前条による払い込み後速やかに徴収計算書（様式1）により発注者に報告しなければならない。」としていた。	令和4年度に、当該契約における徴収した歳入の報告期限を翌月10日に設定する際に、財務規則の認識不足により確認が漏れていたものです。 今回の件については関係各課と協議し、財務規則第82条に規定されている5日までの報告が著しく困難な状況であると認められたため、財務規則第160条「特別の約定」を適用することを、令和7年1月8日付けで市長の決裁を受けました。 今後は規則を再確認し、契約書の規定等を変更する場合には、関係法令等を十分に確認するよう周知しました。